

千葉県警察職員記章の取扱いに関する訓令

平成18年7月26日

本部訓令第21号

千葉県警察職員記章の取扱いに関する訓令を次のように定める。

千葉県警察職員記章の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県警察職員記章(以下「職員記章」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第2条 職員記章の制式は、別図のとおりとする。

(管理)

第3条 職員記章は、総務部装備課長(以下「装備課長」という。)が一括して管理するものとする。

(貸与)

第4条 装備課長は、あらかじめ職員記章を貸与しておくことが適切と判断した所属に対し、所属保管分として職員記章を貸与することができるものとする。この場合、職員記章の貸与について(通知)(別記様式第1号)を作成して貸与するものとする。

2 所属長は、職員に職員記章を着装させる必要のある警察活動が予定される場合には、職員記章の借用について(申請)(別記様式第2号)により、装備課長あてに職員記章の借用を申請するものとする。

3 装備課長は、前項の申請を受けた場合には、職員記章の貸与について(通知)を作成して所属に貸与するものとする。

4 所属に貸与された職員記章は、次長が管理するものとし、職員記章管理簿(別記様式第3号)により、保管及び貸出しの状況を明らかにしておかなければならない。

5 職員記章を貸与された職員は、所属長の許可なく職員記章を他の職員に転貸してはならない。

(着装)

第5条 職員は、所属長の指示を受けた場合に、職員記章を着装して勤務するものとする。

2 職員記章は、原則として私服の左えりに着装するものとする。

(返納)

第6条 所属長は、第4条第1項の規定により所属に貸与された職員記章について、装備課長から返納の指示があった場合は、職員記章の返納について(通知)(別記様式第4号)を作成して、装備課長に職員記章を返納するものとする。

2 所属長は、第4条第3項の規定により所属に貸与された職員記章について、借用理由に係る警察活動が終了した場合は、職員記章の返納について(通知)を作成して、装備課長に職員記章を返納するものとする。

(事故報告)

第7条 所属長は、所属に貸与された職員記章について、紛失又はき損等の事故が発生したときは、職員記章の事故について(報告)(別記様式第5号)を作成して、装備課長あてに速やかに報告するものとする。

附 則

(施行期間)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(千葉県警察職員記章の取扱いに関する訓令の廃止)

2 千葉県警察職員記章の取扱いに関する訓令(昭和46年本部訓令第3号)は、廃止する。

以下別図等省略